

52 災害時等における避難者受入れの協力に関する協定

(目的)

第1条 株式会社渡会電気土木（以下「甲」という。）、鶴岡市（以下「乙」という。）及び田代地区自治会（以下「丙」という。）は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難者に対して、甲の所有する施設の一部を一時避難所として使用すること等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 : 山形県鶴岡市田代字広瀬16-2

施設名 : 株式会社渡会電気土木 田代工場（別紙施設配置図面参照）

(協力内容)

第3条 乙及び丙は、災害時等に必要と認めるときは、この協定に基づき甲に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。ただし、甲は、乙及び丙の要請に必ず対応する義務を負うものではない。

- (1) 避難者に対し、対象施設の一部を一時避難所として無償で提供すること。ただし、無償提供する場所は甲が指定する。
- (2) 避難者に対し、以下のものを可能な限り提供すること
 - ア 施設運営等のための電源供給
 - イ 照明及び冷暖房
 - ウ 井戸ポンプによる給水
 - エ 携帯電話等の充電のための電源供給
 - オ テレビ及びラジオによる情報
- (3) 前2号に掲げるほか、甲が避難者の一時受入等に関して乙及び丙に協力できる事項

(要請期間及び要請方法)

第4条 乙及び丙が前条の規定により協力の要請をすることができる期間は、災害時等に避難が開始されたときから、災害の状況が改善されるまでの間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙協議の上、期間を延長するものとする。

- 2 本協定に基づく要請は、口頭、電話等の通信手段をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 3 甲は、この協定に基づき協力するときは、遅滞なく、乙及び丙に通知するものとする。

(避難者の退去)

第5条 丙は、前条の規定による避難者の一時的な受入れが終了した場合において、正当な理由なく甲の施設から退去しない避難者がいるときは、甲及び乙と協力し避難者の退去を指示するものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく施設の利用に伴う損害及び費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙丙の協議により決定するものとする。

(災害時の情報共有)

第7条 甲乙丙は、第4条に規定する期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

(守秘義務)

第8条 甲は、第3条各号に掲げる事項への協力中に知り得た避難者の個人情報、乙以外の者に漏らしてはならない。

2 乙及び丙は、本協定を締結し、又は本協定に基づく義務を履行する過程において知り得た甲の情報を他に漏らしてはならない。第4条に定める期間が満了した場合も、また同様とする。

(平常時からの備え)

第9条 甲乙丙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、遅滞なく連絡するものとする。

(地位の継承)

第10条 対象施設の所有者に変更があったときは、甲は、新所有者にこの協定に定める事項を告知する。

2 前項の告知をしたときは、甲は、その旨を乙及び丙に通知するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙丙のいずれからも協定の解除に関する申し出がないときは、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第13条 甲は、本協定の解除を2か月前に乙及び丙に通知することで、本協定を解除することができる。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙三者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月10日

山形県鶴岡市下山添字一里塚36番地

甲 株式会社渡会電気土木

代表取締役社長

山形県鶴岡市馬場町9番25号

乙 鶴岡市

鶴岡市長

山形県鶴岡市田代字広瀬145番地

丙 田代地区自治会

区長